

# 官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【独立行政法人名】 独立行政法人工業所有権情報・研修館	
1. 根拠法令	独立行政法人通則法、独立行政法人工業所有権情報・研修館法
2. 従事者数	83人(理事長(1)、理事(1)、監事(2)(非常勤)を含む。)
3. 予算額	131億円(平成17年度)
4. 事務・事業の内容	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)は、独立行政法人工業所有権情報・研修館法に基づき以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。</li> <li>二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。</li> <li>三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。</li> <li>四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促進するため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。</li> <li>五 工業所有権に関する相談に関すること。</li> <li>六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。</li> <li>七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。</li> <li>八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>
5. 民間開放の状況	<p>情報・研修館の事業は、行政組織である特許庁が内部蓄積している、多く特許庁に淵源がある一次情報又はノウハウを収集・整理し、地域の中小企業や個人も含め広く国民にあまねく確実かつ公平に公開しなければならないという使命を有している。しかも、対価としての収入が全く期待できず採算性が見込めない業務であることから、海外においても同様の業務は政府により無償で提供されている。引き続き独立行政法人自ら実施することが適当と判断している。なお、業務の内容に応じて、民間活力を活用できるものについては既にそのようにしてきている。</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>情報・研修館の業務は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、特許庁が担っている産業財産権行政の不可分の一部である。年間約60万件の出願がなされ、また、一日1万件近い事務処理が行われているところ、情報・研修館が実施する業務が停止すると、出願の遅滞や審査・審判の遅延となりかねず、出願人等にとって大きな不利益となる。産業活動の原動力となるべき知的財産権の創造、保護、活用を図る上で大きな障害となり、我が国産業の国際競争力の維持・向上を妨げるとともに、国際条約上の義務の履行及び海外特許庁との情報交換に支障を及ぼす可能性が高い。</p>
7. 更なる民間開放についての見解	<p>知的財産立国の実現は今や極めて重要な我が国の政策課題の一つであり、政府が責任をもって取り組むべきものである。情報・研修館が独立行政法人制度の特徴である運営の自主性・柔軟性を最大限活用することで、産業財産権制度を支える「情報」と「人」における基盤整備を強固なものとするべきであり、現在の業務を継続することにより、特許庁が蓄積してきた一次情報や審査ノウハウ等を収集・整理し、出願人等や海外特許庁に対して安全に、また基本的に無償で公開することが何よりも重要である。上記で述べたように、情報・研修館の業務について、民間活力を活用できるものについては既にそのようにしてきており、更なる民間開放は困難と認識している。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【独立行政法人名】 独立行政法人工業所有権情報・研修館

## 8. 個別の質問項目

特許情報の収集・整理や公報・資料の閲覧、それを踏まえたシステムの整備・管理など、いずれも民間による代替が可能であり、独立行政法人自らが行わなければならない必然性は低いと考えられるが、これらの業務を民間開放することになんらかの障害があるのか、貴法人の見解をお伺いしたい。

情報・研修館が行っている公報・資料等の特許情報の収集・整理・閲覧や特許情報を提供するためのシステム(特許電子図書館(IPDL)や整理標準化データ)運営は、特許庁の審査・審判の実施に不可欠な業務であるのみならず個人、中小企業等を含めたすべての者に特許情報を公開することを目的とした極めて重要な行政の一部であり、収益性、採算性を重視した民間事業者には馴染まないものである。

公報類の収集・整理・閲覧はパリ条約で設置を義務づけられている中央資料館としての業務であり、常に国民の請求に応じて公報類を提供する義務を負うものであり、国民に対して内外国の広報を閲覧できる環境を情報・研修館にて無償にて提供する必要があることから、業務遂行者は専門性に加え、安定性、継続性、公平性が求められる。

また、特許協力条約に基づき特許庁が国際調査機関として調査する必要がある最小限資料の外国特許庁との交換、収集・保管・閲覧を情報・研修館において行っているが、このような特許情報を特許庁に提供すると同時に国民や海外特許庁への資料の提供・交換業務について国の機関以外が実施している例は見当たらない。情報・研修館職員が有している特許に関する知識やノウハウ等が無い民間事業者に任せただけの場合には、我が国の特許行政の施行への支障、国際条約における業務履行の遅滞、ひいては国際的信頼性の喪失を招きかねない。

情報普及業務については、特許電子図書館(IPDL)を通じて特許公報の一次情報等の産業財産権情報を取得、整理し、正確かつ継続して提供することが必要であるとともに、民間の特許情報事業者に対してデータを提供することから公平性が求められる。この際、特許電子図書館では、特許庁の未公開データや個人・企業等のアクセス情報を取り扱うことにも留意する必要がある。

これらの情報に係る業務をユーザーの信頼を失うことなく万全に行うことを担保するため、情報・研修館の役職員は一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に国家公務員法上の守秘義務を負うのみならず、特許庁職員と同様に(情報・研修館法13条)、秘密保持・盗用禁止が義務づけられておりより重い罰則が科せられている。

また、これらの業務については、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあるため、特許庁と情報・研修館が一体となって業務を行うとともにユーザーに対しても引き続き共同した形でサービスを提供することが出願人の利益の観点からも適当であると判断している。なお、情報普及業務の具体的な事業の実施に当たっては、公報類の保管、運搬や、翻訳、データベース構築等の情報技術面での専門的な業務は既に外注している。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【独立行政法人名】 独立行政法人工業所有権情報・研修館

## 8. 個別の質問項目

貴法人が行われている工業所有権に関する相談に係る実績等について、現状をご教示いただきたい。  
また、相談業務に関しては、マニュアル化するなどの手法により、弁理士をはじめとする民間団体等への包括的な委託が可能と考えるが、貴法人の見解如何。

情報・研修館の相談業務は、行政機関の休日に関する法律で規定する日を除き、全日について窓口、電話、文書及び電子メールによる相談を受けて処理しており、過去3ヶ年の実績件数は次のとおりとなっている。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
窓口相談	11,848	13,769(116%)	14,190(103%)
電話	29,440	34,157(116%)	44,059(129%)
文書等	2,304	2,818(122%)	3,216(114%)
合計	43,592	50,744(116%)	61,465(121%)

(注)( )内の数値は対前年度比。

情報・研修館の相談業務は、特許庁への出願をはじめ、審査・審判・登録・基準・運用に至るまで産業財産権全般にわたる相談のワンストップサービスを提供している点、産業財産権制度の設計及びその運用における豊富な従事経験と最新の情報、正確な判断力を有する職員によって相談に対応している点において他の主体((社)発明協会、日本弁理士会等)が行っている一般的な、又は、出願代理等の観点からの相談業務と本質的に異なっており、また、内容も個別具体であるためマニュアル化などの手法には限界があり、民間事業者等への委託は困難であると考えている。

・行政庁に対する質問・相談は、中立性・公平性・信頼性が保証される主体が回答する責任を有している。これら相談の中にはしばしば個人や企業等のアイデア、技術やノウハウに関する秘密事項が含まれるため、当該業務は相談者の信頼を確保し、相談の実効性を確保する必要があり、公開前の出願に係る発明や出願人の個人情報、営業上の秘密を保持し、複数者間の利害等に関わる内容の聴取や情報の提示が可能な主体において実施されるものでなければならない。

・上述のような明確な責任体制を構築するために情報・研修館においては特許庁との人事交流を基礎として、人員を特許庁からの出向者で構成することにより、特許法等の産業財産権制度の運用解釈等につき、実際の現場経験等を活かして精度の高い回答を行っている。さらに、でも述べたとおり情報・研修館の役職員に対しては、「特許出願中の発明」等の職務に関して知得した秘密につき、国家公務員法に基づく守秘義務のみならず情報・研修館法13条において秘密漏洩の量刑が上乘せされているとともに、国家公務員法に無い盗用禁止の規定が置かれているため、出願人等も特許庁の公的見解に準ずる形で安心して相談を受けている。このような相談業務を民間事業者に委託した場合、現行の特許庁との一体的な連携・協力を確保することやユーザーの信頼性の確保は困難となり、現在行われている相談業務のワンストップサービスの実行に支障が生じ、国民に不利益をもたらすこととなるものと考えられる。

・相談業務に関するマニュアル化は初歩的・定型的な内容について効果があると思われるが、情報・研修館への相談者は自己の発明、商標の内容、審査・審判の進捗状況等の事情に応じて具体的な質問・疑問・相談内容を持ち込む傾向があり、画一的なマニュアルのみでは解決しない場合も多く、結局はより高度な専門的知識を有する者が対応せざるを得ない状況となり、迅速な対応に支障が生じるものと考えられる。なお、マニュアル対応が可能である初歩的・定型的な相談については、非常勤職員(3名)を活用している。

・特許庁の行政処分等に対する相談に関しては、処分内容の確認等の特許庁データベース未公開情報へのアクセスが必要となり、民間事業者の相談員がアクセスする際の制限・秘密保持等の問題が生じる。

・なお、出願人等からの相談の多くは経過情報等個別案件に係るものである以上、特許庁と人材や情報の面において密接な関係のある情報・研修館に相談が寄せられることを避けることはできない。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

〔独立行政法人名〕 独立行政法人工業所有権情報・研修館

## 8. 個別の質問項目

貴法人では、特許流通アドバイザー等を活用することにより、特許の流通促進を図られているが、その実績と現状についてご教示いただきたい。また、この事業では、知的財産権とその流通に関する専門家である特許流通アドバイザーを各都道府県の知的所有権センターやTLOに派遣し、特許導入を希望する企業に対するアドバイスや研究機関・大学が有する特許の地域産業界への移転の支援等を行っているが、法人自らが実施するよりも、地域産業界や研究機関等の民間に委託した方がより効率的な事業展開が図られると考えるが、貴法人の見解如何。

特許流通アドバイザー派遣事業は、企業や大学・公的研究機関等が保有する開放可能な特許技術の収集と、中小・ベンチャー企業等の技術導入に対するニーズに対応した整理、両者のマッチングを図る上で必要な知的財産権や技術移転に関する豊富な知識・経験を有する専門人材(企業の技術開発、技術営業経験者)である特許流通アドバイザーを確保し、都道府県・TLO等からの要請により派遣するものである。平成16年度実績として都道府県やTLOに112名を派遣し、これまでに5,461件のライセンス等の契約が結ばれた。

「知的財産立国」の実現には、取得した権利を事業活動の中で最大限に活用し、投資した研究開発費の回収・更なる研究開発への再投資につなげていく「知的創造サイクル」の好循環が必要であり、開放意思のある特許権の流通は、権利の活用という公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業である。

情報・研修館では、こうした特許流通が円滑に行われる市場環境の整備を行うため、知的財産権取引事業者の育成など知的財産ビジネスの活性化に取り組んでいるものの、その事業はいまだ途についたばかりであり、特許流通市場は未整備である。

そのため、これまで育成してきた特許流通市場そのものを縮小・消滅させることなく知的財産ビジネスの更なる活性化を図るため、ビジネス環境が十分に整備されるまでの期間、情報・研修館において引き続き実施すべきものとする。

情報・研修館は、特許、実用新案の収集、整理の業務を行い、またそれらを公開するための情報普及業務を通じて蓄積されたユーザーの必要としている特許情報や技術の動向についての知見を十分に有しており、これを、特許流通事業に活用することで、その効果を十二分に高めることもできる。以上を勘案するに、情報・研修館が当事業の実施主体として最も適当であると認識している。

本事業の今後の遂行については、平成13年度からの5年間の第一期中期計画期では、主に特許流通の普及・啓発を中心としてきたが、今後は外部関係者(民間事業者や地方公共団体等)における人材育成やこれらへのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入を図るべく外部関係者の資金面における負担の導入を含めて、事業の在り方を検討する。

なお、特許流通アドバイザーの雇用・労務・研修等の管理業務、各特許流通アドバイザー間の連絡・調整、アドバイザーの活動をサポートするイントラ・データベースの構築・維持管理や情報提供等の周辺サポート業務は(社)発明協会に委託しており、現時点でも事業の一部民間開放を進めている。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 経済産業省)

【独立行政法人名】 独立行政法人工業所有権情報・研修館

## 8. 個別の質問項目

貴法人が行政機関や地方公共団体の職員、中小民間企業の従業員等に対して実施している研修事業について、真に貴法人で実施しなければならない高度なものを除き、民間に包括的に委託した方が良いものがあると思われるが、その可否について、貴法人の見解如何。

本年も策定された政府の「知的財産推進計画2005」では、知財人材の倍増目標を掲げている。

情報・研修館が実施する研修事業は、特許庁職員の資質の向上と審査官が有するノウハウの提供(登録調査機関の調査業務実務者に対する研修等)を中心としつつ、民間の人材育成機関では不足する部分を補強することが基本的な役割となっている。

情報・研修館では、特許庁職員向け研修として、情報・研修館が自ら実施している研修は、前身の特許庁工業所有権研修所時代より蓄積されてきた特許庁職員の研修に関する豊富な経験・ノウハウを持つ情報・研修館が、特許庁との密接な連携の下、審査官、審判官等の法定研修をはじめ、審査基準、新規性・進歩性の判断等内容的に高度かつ専門的な内容の研修を行っている。情報・研修館の特許庁職員向けの研修ノウハウを活用することが期待されている。

登録調査機関の調査業務実務者に対する研修は、調査業務実施者の調査能力を担保するために情報・研修館が行うものとされた法定研修である。特許庁の審査官が有する高度かつ専門的な知見、ノウハウを研修生に修得させることが主たる目的である本研修を民間において提供することは困難であるものと思料する。また、情報・研修館職員については当該研修の修了の判断を行うため、特許庁職員と同様の厳しい守秘義務や贈収賄の禁止といった身分犯が適用されている。

その他の行政機関や地方公共団体の職員(施策の企画のみならず、研究開発の権利化、地域企業の権利化支援に従事)に対する研修は、知的財産に関する国の施策もさることながら、特許庁における出願、審査、審判等の実際の実務に対する理解を深めることにより地域施策への知的財産の活用を図り、もって地域経済の活性化に資するものである。そのために必要な知的財産制度の最新の動向及び政府が取り組んでいる知的財産政策に関する情報とともに、審査等の実務に関する研修を実施することは、特許庁とともに知財立国に向けた施策を推進している情報・研修館が行うことが適当であると思料する。

上述の者以外に対する研修については、実態的にその大部分が現に民間の知的財産専門人材の育成機関((社)発明協会、日本弁理士会、日本知的財産協会)や大学等において行われているが、その専門性ゆえ民間での実施が困難かつ民間からの要望が高い内容の研修については情報・研修館において実施しているものであり、いずれも民間では実施困難と考える。

まず、特許侵害警告模擬研修は、中小民間企業の経営者の知財対応能力を向上させることにより、企業における知財管理を確かなものとし、特許侵害警告を受け取った場合等の知財紛争に対しても、適切に対応することができるようにすることを目的として実施しているものであり、「知的財産推進計画2005」においても政府が充実すべき施策として挙げられている(第3章 (6)79頁)。本研修では、実践的なシナリオに基づき、企業の経営者が討論形式で参加する形態で実施している。知的財産の研修についてノウハウを持つ情報・研修館の職員が研修の企画・立案やマネジメントを行うとともに、実際の講師となる人材として弁理士に研修を施し、質の高い研修を実施することが可能となる。

審査基準討論研修は、「知的財産推進計画2005」に掲げられた知的財産関連の専門人材の育成(第5章2.119頁)に関する考え方の下に、知的財産専門人材の実務能力向上を目的として、特許庁の審査官を用いて審査基準等に対して有する高度かつ専門的な知見を弁理士や企業の知的財産部員等に開示するために実施している。

なお、研修の実施に当たり情報・研修館は、単に会場の設営と講師の手配をしているのではなく、特許庁との間での機動的かつ密接な人的・知的交流を保ちつつ、特許庁が有する知識・ノウハウと密接に関連する実務経験を活かした多岐にわたる業務を行っている。さらに、情報・研修館が実施する特許庁内外の人材に対する各種研修間で、教材、スケジュール設計、講師選定等に関する情報やノウハウを相互に活用することにより質の高い研修を実現している。このような実務経験に係る知見を有し、体系的に研修を提供できる民間の機関は、現時点において見当たらないものと思料する。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。